

<p style="text-align: center;">平成 28 年度第 1 回 公契約審議会</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 11 月 7 日（金）午後 3 時～午後 4 時 30 分</p> <p style="text-align: center;">東 41 会議室</p>	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、清水委員、長坂委員、中原委員
事務局	鈴木財務部長・榎本契約検査課長・長濱契約検査課長補佐・岩田契約検査課長補佐
契約検査課長 財務部長 石原会長 課長補佐 石原会長 各委員 石原会長 課長補佐 石原会長 契約検査課長 委員 課長補佐 委員 課長補佐 委員 契約検査課長	<p>開会宣言</p> <p>挨拶</p> <p>挨拶</p> <p>資料 1（1）「平成 27 年度審議会の答申について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 1（1））</p> <p>質問・意見ありませんか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。資料 1（2）「答申の対応について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 1（2））</p> <p>説明会参加者数が 313 者というのはい多いのか。</p> <p>登録業者数は 401 者なので、4 分の 3 の方には参加いただいております、規模の小さい業者は特定公契約の対象とならない工事を受注することが多いため、そういった業者が来なかったのではないかと考えています。</p> <p>説明会参加者数の 313 者と 4 月 1 日に FAX を送付した業者数の値が一致しているが、これは説明会の参加者に送付したということか。</p> <p>これは偶然数字が一致したものです。誤解が生じないように、条例制定後契約締結までの間に何度も周知させていただきました。</p> <p>まだ工事の方では経験されている業者が少ないようですが、条例の趣旨は概ね理解されているのか。</p> <p>実態調査を行ったところ、労働者の申出による立ち入り調査（条例 11 条）と勘違いされ、業者より何を基準に来たのかという質問があり、周知状況を確認しに来たと説明するケースなど、皆さんは詳しく勉強されていると思います。</p> <p>実態調査は条例導入後初めてだから行ったのか。それともこれからも対象案件は全て説明を行うのか。</p> <p>最初に行ったのは、こじかこども園の建設工事で、付帯工事の業者も含めて集まる機会を利用し説明しました。</p>

石原会長	<p>しかし、下請業者まで説明することはできないため、元請業者に周知していただくということになります。</p> <p>アンケート結果9番の最後の意見は、公契約のほうで下限額が非常に高くなってしまっているという指摘ですが、こういった指摘について今後どう説明していくのか。</p>
契約検査課長	<p>まずは労働報酬下限額については手取り額ではないということを説明することが大切だと思います。また、下請業者等が市に相談することは敷居が高いと思いますので、なるべく元請業者から下請業者に説明できるように詳しい手引書を作成しています。</p>
石原会長	<p>個人で計算するとこういった数字が出てきますが、支払っている額が全体として労働者の皆さんに最終的に労働報酬下限額を超える形で分配されれば良いという考えもあるかと思います。最終的にはここで議論をして定められた分の賃金が働いている皆さんへ分配されることになるとと思いますが、そこまで行くにはコンセンサスも必要だと思います。</p>
委員	<p>数が増えてきてこういった問題がクローズアップされてきたときに、きちんとした対応を行う必要があると思います。とりあえずは丁寧に説明していただくしかないかと思います。</p>
石原会長	<p>工事の対象が4件あり、調べているのが2件というのは、2社で4件受注ということか。</p>
契約検査課長	<p>アンケート調査を行ったのが8月であり、その時点では2件しか契約をしていなかったため、調査は2件となります。</p>
石原会長	<p>こうやって見てみると、特定公契約の対象範囲について、対象額を引下げ、業種を拡大と答えていただいている方もあり、アンケートにきちんと答えていただけており、現状が良く分かる結果になっていると思います。</p>
石原会長	<p>続いて資料1(3)「入札状況について」事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>説明(資料1(3))</p>
委員	<p>最低制限価格を引き上げることにより、ダンピングなどが無くなってくるのではないかと思います。4月の段階で国のほうが現場管理費の率を引き上げているので、それに対応していただけたらと思います。</p>
課長補佐	<p>国基準に準拠しておりますが、タイミングが合わずに古い基準となっております。</p>
委員	<p>工事書類を簡素化したとのことですが、目標の削減率はどの程度なのか。</p>
課長補佐	<p>しゅん工検査時に検査員が簡素化状況を把握するチェックシートを作</p>

石原会長	<p>成しており、7割から8割程度が目標ですが現在検証中です。同じような書類がいくつも付いていますし、業者間で格差もあり、仕様書等で省くことができないので、提示するものと提出するものを明確にして簡素化を図ろうと思います。</p> <p>続いて資料1(4)「労働報酬下限額について」事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐 石原会長	<p>説明(資料1(4))</p> <p>労働報酬下限額を設定している自治体には地域的な偏りがあるように思う。加東市、加西市、三木市は、すぐ近くですし、一つが始めると周りが始めだすというように感じます。</p>
委員	<p>アンケートは今回だけだと件数が少ないですが、今後も定期的に行うのか。</p>
財務部長	<p>初めに行った説明会もそうですが、周知をさせていただきたいと思っており、今後も足を運んでいきたいと考えています。いろいろな形でご意見ご希望等教えていただきながら、広く周知する形で検討していきます。説明会に来られなかった業者に対しても、漏れが無いように周知していきたいと思います。</p>
委員	<p>説明会を定期的に行うということはあるのか。</p>
財務部長	<p>説明会は制度変更の際などが基本になると思います。</p>
契約検査課長	<p>公契約条例を制定後、周辺自治体から視察があるなど関心が高く、労働基準監督署、社会保険労務士会、労働組合側へ説明しました。</p>
委員	<p>労働報酬下限額を周知することが大事だと思うが、違反していると疑われる場合は、労働者からの申し出により調査に入ることになるが、今まであったか。</p>
契約検査課長	<p>申し出はありません。</p>
委員	<p>条例の周知が徹底されると、申し出の可能性はあるか。</p>
財務部長	<p>可能性はあります。</p>
委員	<p>申し出があった場合、条例上の申し出なのか、それとも単に意見を言っただけなのか、見極めないといけないと思いますが、条例上の申し出であれば、条例に従って担当部署で調査に入るなどの指導をするのか。</p>
財務部長	<p>その通り、特定公契約でない契約でも問い合わせがあるかと思います。特定公契約に限らず、最低制限価格を引き上げたように、事業者の方は一定の利益を得ていただき、それを労働者に還元していただくことが趣旨です。その取り組みを事業者に理解していただき、市の取り組みも見直ししてより良い形になるようにしていきたいと思います。</p>
委員	<p>今のところ特定公契約に当たる工事は少ないが、特定公契約に当ては</p>

<p>財務部長 委員</p>	<p>まらない公契約で仮に労働報酬下限額を下回る場合、条例上は違反にはならないということか。</p> <p>その通りです。</p> <p>特定公契約以外のもも含めて入札制度の中で適正な発注がなされていかなければならないということで、入札制度について審議会の意見を元に改善したということによいか。</p>
<p>財務部長 委員</p>	<p>その通りです。</p> <p>ダンピング等で不適切な価格で発注されてしまうと、地域の発展などの観点から様々な弊害がありますので、適切な価格で発注し、受注をしていただくような入札制度を目指しているという意図ですね。</p> <p>その中で最低制限価格の引き上げを行い、数字をみる限り効果を得ていると思います。ただ、例えば景気の変動などその他の要素も含まれているように思いますが、最低制限価格や調査基準価格を引き上げた効果であると考えてしまってよいか。</p>
<p>財務部長 委員</p>	<p>当然そういった要素が含まれているかもしれませんが、これまでの基準で考えると高い落札率となっており、少なくとも低い落札率のものは少なくなっており改善されています。</p> <p>一時期、東日本大震災の影響で入札をしてもだれも落札しないということがありましたが、あれはどうなったのか。</p>
<p>財務部長 委員</p>	<p>資材の高騰や技術者の不足は市内の業者から声はあがっていますので、まだ影響は残っています。</p> <p>市民の税金で行う工事なので、高い金額で行えばよい訳ではないが、不適切に安ければよいというものでもないので、適正な値段で入札してもらうための環境整備はしなければならないと思う。その一環として何か考えられているか。</p>
<p>財務部長 委員</p>	<p>契約の関係は色々な問題があり、業界によって事情も違いますので、そうした声を聴かせていただくことにも繋がっていくかと思います。審議会でも、審議会の範疇以外の話も聞かせていただき、制度設計に生かしていくことも今回の趣旨であると考えます。</p> <p>入札制度はメリットデメリットがあると思うが、元々は安く行うのが一番良いということからスタートし、そこに弊害があるので最低制限価格制度を作る等、欠点を補正しながら今に至っていると思っている。</p> <p>この審議会においては、業者に高い価格で落札してもらい、その利益が労働者に還元されればよいという雰囲気のようにも思うが、審議会以外の方の意見は聞いているのか。</p> <p>この条例を制定する際に、議会や業界の方とも話をさせていただきま</p>

<p>委員</p>	<p>した。その中で、資材高騰など発注する側の価格と受注する側の価格の違いをしっかりと認識しなければならないというのが一番大きな問題でした。今回のことを契機として、説明会や相談を行いながら、業界や労働者の意見を聴くことができました。</p> <p>市としてはただ安ければよいのではなく、業者に利潤を出していただかないと、長期的な投資はできませんし、人員の確保ができなければ雇用や経済諸々についても影響が大きくなります。そうした中で公共事業による投資を一番目的として考えているということを明確に今回から打ち出していくことになりました。</p> <p>事業者側からすると、固定費がどうしても発生するので変動費さえ確保できれば良いということで無理をして入札することもあり、長期的に考えると良くない現象だとは思いますが、市から見てこの現象は解消されつつあるか。</p>
<p>財務部長</p>	<p>そのような入札があるということは認識していますし、その全てを否定するわけではなく、そういった方向にいかないように、市の考えを知っていただく必要があると思います。</p>
<p>石原会長</p>	<p>最低制限価格が上がったので、それを基に予算は議会の承認を得ていることになります。1億円の予算で9,200万円の落札だと、800万円余るなど、予算残が少ないということはインパクトがあるのかと思います。</p> <p>しかし、適正な対価で事業者も労働者も利益を得るという契約をすることが行政の基本的な立場ということで公契約条例も制定されています。</p> <p>色々な自治体に行くと、地元を活性化させようとして、地元優先で発注していますが、公契約条例がないため、悪い言い方をすると地元業者に無理をさせることになり、一時的には仕事があるが地元業者が伸びていないケースがあります。豊橋のように公契約条例をつくり、労働者に配慮すれば最低の問題は解決し、事業者も発展するというので、よいお手本になっていると思います。</p> <p>その際に最低制限価格をいくらにするか、公契約の単価をいくらにするかというのは政策的な判断になるため、我々だけでは決めることができませんが、方針だけは我々で決めるということになると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>土木工事専門の業者は、官庁しか発注者がいないので、他に仕事が無ければ無理して入ってきてしまうことが多いですが、建築系や設備系は民間でも仕事があるので、公共の工事は価格が厳しいという理由で入札参加を見送っていた業者もいると聞きます。</p> <p>ただ、今回価格を上げたことにより参加を始めたという業者もあるよ</p>

	<p>うなので、優秀な業者に入札に参加してもらうことは市の方にもメリットがあるのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>入札制度が合理性を持ち始めて復権しているということかと思えます。今まで興味を持たなかった優良業者が入札に入ってきているのは大きいと思います。</p>
<p>石原会長</p>	<p>本質的な部分の最低制限価格を何故設けるかということをだんだん考えなくなってきました。一時は安ければよいということもありましたが、今の経済の状況ではそうは言われていられないので難しい。豊橋では最低制限価格は公表しているのか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>予定価格、最低制限価格も全て事後公表です。</p>
<p>石原会長</p>	<p>最低制限価格の算出方法は公表しているのか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>公表しています。</p>
<p>委員</p>	<p>一般的な基準は公表しているが、当該案件の額については事前公表していないということですね。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>制度については説明していますが個別の数字は事後公表です。</p>
<p>委員</p>	<p>事前公表、事後公表共にメリット、デメリットがありますが、全国的にはどちらが主流なのでしょうか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>国は事後公表にするよう指導していますが、多くの自治体で事前公表が残っているというのが実態です。</p>
<p>石原会長</p>	<p>私は 500 万円から 1,000 万円程度までの小さな工事は事前公表がよいのではないかと考えています。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>公表すると隠す必要がなくなるので、官製談合を防げるというメリットはあります。</p>
<p>委員</p>	<p>職員の不正がなくなるというメリットはありますが、競争が無くなるというデメリットがあるかと思えます。</p>
<p>石原会長</p>	<p>小さな工事だと、積算の手間を省きたいというのが中小企業の意向で、極論ですが、最低制限価格でいい、あとはくじで決まればよいという業者さんは少なくないです。ただ大口の一定以上の規模の工事はそれでは乱暴であると感じます。</p>
<p></p>	<p>豊橋の 28 年度の管工事ですが、平均最低制限価格の 86.5% よりもかなり上の落札率となっていますので、適正な競争になっているのではないかと思います。</p>
<p>財務部長</p>	<p>まだまだ安心できない状況であり、下半期の状況も注意深く見なければなりませんし、分析しきれていないところもあります。</p> <p>先ほど会長が言われたように、翌年度に送る財源が無くなっていますので、非常につらいところはあります。</p>

	<p>ただ、市長からは雇用を生み出してもらい、また、利益をあげた者がどういった形で市の税制の方に跳ね返ってくるのかをしっかりと勉強するよう指示されています。不用額が減少しても事業者の儲けとして税収に跳ね返り、雇用率や給与所得の上昇に繋がれば問題ないと考えていますので、そちらも勉強して数字なりメリットなりを出していきたいと考えています。</p>
委員	<p>公契約条例は全国の自治体で先進的なものが作られていますが、まさにその考え方で、地域全体が潤えば市も潤うという発想です。</p>
石原会長	<p>地方創生のまち・人・仕事の考えで行くと、豊橋市の取り組みによって、雇用の維持や機会が増えたということになると、金額に換算できない大きな成果だと思います。最低制限価格の改正と公契約条例の制定で市内の雇用が増えたということになれば、別の意味で大きな社会的取り組みという評価になると思います。</p>
財務部長	<p>産業部が首都圏で雇用の説明会をしています。豊橋は公契約条例で企業を守っているということを宣伝し、そのことで企業に多くの雇用が集まってくる、ということに繋がれば、事業者からの理解が深まるのではないかと思います。</p>
石原会長	<p>続いて資料1(5)その他(1)「部長会議からの意見について」事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>説明(資料1(5)その他(1))</p>
財務部長	<p>少し補足させていただきますと、公契約条例をこうして施行していますので、発注側もその内容を反映した予算でなければいけないということです。特に委託業務などは前年度決算をベースに予算が設定されるので、徐々に働いている方の賃金と乖離していくような状況があると聞いています。そのため前年の決算をベースにするのではなく、業務内容を考えて積算するよう説明しました。</p>
石原会長	<p>予算額は上がってしまいますので苦しいですが、発注側が公契約条例に違反するよう誘導してはいけませんので、そこを注意してもらうための意見交換という形で説明いたしました。</p>
契約検査課長	<p>庁内担当課説明会については、昨年度末に1回ただけですが回数は適切なのか。</p>
石原会長	<p>予算説明会の際にも内容を説明しました。</p>
石原会長	<p>工事関係の平均制限価格率が86.5%となりましたが、日本全国ではどのくらいに位置するのか。一般管理費がととも増えていますよね。</p>
契約検査課長	<p>国の直轄工事は、平成27年度91.22%で26年度と比べ1.21ポイント下がり、久しぶりの減少ということです。コンサル関係の委託業務は</p>

<p>石原会長 契約検査課長</p>	<p>82.64%と工事と比べやや低くなっています。一般競争入札が浸透するほど落札率は低く、指名競争入札等で争う場合落札率は高くなっています。</p> <p>他の自治体の動きはどうか。</p> <p>全国で半分以上は最低制限価格を設定しており、県のレベルでも全て設定しており、豊橋市規模の中核市についても全て設定しています。小さな市町村はおそらく設定は不要かと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>業種によって温度差があるかと思いますが、競争が激化している業種は最低制限価格を設定したことによって是正されていると思います。</p> <p>最低制限価格を設定しても1円単位のぎりぎりに入札し、くじ引きで決定するような業務も県の委託業務等であると聞きます。考えはいろいろあるが、最低制限価格のような形で少しでも落札価格を上げていただいて平準化されるのは良いと思う。</p> <p>また別件ですが、造園や清掃などはシルバー人材センターに随意契約で仕事をしていただいているようですが、その辺りの考えをお聞かせください。</p>
<p>財務部長</p>	<p>シルバー人材センターへの随意契約につきましては、一定の事業を決めてお願いしています。働く人たちの社会参加の機会も膨らんでいきますので、地域としては支援していきたいと考えますが、業界に与える影響も考える必要がありますので、拡大ばかりではないと考えています。</p>
<p>石原会長</p>	<p>最後に資料1（5）その他（2）「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>課長補佐 契約検査課長</p>	<p>説明（資料1（5）その他（2））</p> <p>今回は12月20日（火）開催し、工事請負以外の労働報酬下限額をほぼ決めたいと考えています。最低賃金価格や他都市の状況など、検討する材料はほぼ出ていると思います。</p> <p>また、設計労務単価の改定が1月頃となるかと思いますが、それも踏まえて第3回の審議会を設定したいと考えています。</p> <p>なお、これまでに決めるにあたり必要なデータがあれば事務局にご一報下さい。</p>
<p>石原会長</p>	<p>これにて本日の審議会を終了いたします。</p>